

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	4-1
処分の種類	湖沼特定事業場の計画変更命令			
根拠法令条例等・条項	湖沼水質保全特別措置法第8条			
処分の概要	汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に限り、汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】 ・湖沼水質保全特別措置法 第8条 都道府県知事は、湖沼特定施設について水質汚濁防止法第5条第1項又は第7条(第14条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)の規定による届出があつた場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場(工場又は事業場で、当該湖沼特定施設の設置又は構造等の変更により新たに湖沼特定事業場となるものを含む。)について、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が前条第1項の規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、当該湖沼特定事業場の設置者に対し、当該湖沼特定事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。			
基準の制定根拠	-			